

市政



「鶴岡まち活」基本コース 後期事業募集

市内内の団体が実施する、鶴岡らしさや地域特性を生かしたまちづくり活動
☑補助対象経費の3分の2以内（上限20万円）
☑必ず事前に相談の上、8月6日⑩まで事業認定申請書を本所地域振興課 ☎内線598または各地域庁舎総務企画課へ
☑8月下旬の審査会で補助の可否を決定。「まちづくりチャレンジコース」は8月31日⑩まで、「若者まちづくりコース」「まちづくりパートナーコース」は来年1月31日⑩まで随時受け付け

健康・福祉



80歳以上の方 8020 よい歯の長寿賞の募集

80歳以上で20本以上自分の歯をお持ちの方を募集し、優良者を表彰します。
☑昭和16年12月31日以前に生まれた方で、自分の歯が20本以上ある方（過去に受賞した方を除く）
☑7月19日⑩～8月21日⑩に鶴岡地区歯科医師会に加入している歯科医院へ（その場で無料歯科健診を実施）
☑健康課（にこ♥ふる） ☎内線364または市内歯科医院へ

介護保険負担割合証が 新しくなります

現在お持ちの介護保険負担割合証の有効期限は7月31日⑩です。8月1日⑩から使用する負担割合証は7月末までに送付します。期限の切れた負担割合証は、破棄するか、本所長寿介護課または各地域庁舎市民福祉課に返却してください。

介護保険の軽減確認証・負担 限度額認定証の更新時期です

軽減確認証、負担限度額認定証をお持ちの方に申請書類を送付しています。手続きが遅れると介護サービス利用料の助成が受けられませんので、忘れずに手続きしてください。

また、昨年度該当しなかった方でも、今年の8月1日以降に要件を満たせば、確認証、認定証の交付対象になる場合があります。新たに交付を受けたい方は、窓口で申請してください。
☑本所長寿介護課 ☎内線181または各地域庁舎市民福祉課へ

家族介護慰労金を 支給します

☑要介護3以上（相当と認められる方を含む）で、介護保険サービスを1年間利用していない（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修及び年間10

日以内のショートステイを除く）寝たきり高齢者等を、1年以上継続して在宅で介護している方
■支給額 10万円
☑7月1日⑩～30日⑩に各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ

完全予約制です 耳や手足が不自由な方ための巡回相談

☑7月14日⑩午後1時～3時 **☑**総合保健福祉センター（にこ♥ふる）
☑18歳以上で、新たに身体障害者手帳の交付を受けたい方（聴覚のみ）、また既に交付を受けている方で程度を変更したい方、補装具の交付を希望する方等（現在治療中の方を除く）
■相談科目
 聴覚（8人）、肢体（手帳をお持ちの方6人）
☑印鑑、保険証、身体障害者手帳（お持ちの方）
☑7月9日⑩～13日⑩に本所福祉課 ☎内線136、☎25・9500へ

年金・医療



国民年金保険料を納めるのが難しい方は

失業や所得の減少などの経済的な理由で、国民年金保険料の納付が困難な場合は、本人が申請することで、納付が免除または猶予される制度があります（学生は学生納付特例制度の対象）。

市長の

一筆入魂

(42)



聖火が街を駆け抜けた。6月7日、東京2020オリンピックの聖火リレーが本市でも行われた。神話の国・ギリシャから花祭りの装飾の手の向の宿坊街へ。羽黒太鼓保存会の皆さんの力強い演奏が羽黒随神門に響き渡った後、ランナーの姿が見えた。聖火だ。

オリンピックの記憶が鮮明に残っているのは1984年のロサンゼルス大会だ。当時小学4年生。学校の先生までが、「テレビばかり見ていなさい」と話していた、幻のモスクワの後のオリンピック。柔道の山下選手や体操の具志堅選手などの活躍に、ぎ付きになった。2度目の「東京」はコロナ禍、果たして聖火リレーはできるのか、公道を走れるのか。それぞれの思いを胸に聖火をつないだ皆さん、それを静かに心の中で熱く、沿道から、テレビから見守った皆さん、そして変化する方針・状況への対応を迫られながら準備に当たられた関係者に、その一日は長く記憶されるに違いない。

天神祭りの夜のことだった。5月25日の降雹は、局地的に果樹農家に大きな被害をもたらした。訪問した三千刈のりんご農家、東荒屋の梨農家では、実が傷つき良品としてはほとんど収穫が見込めない厳しい状況を伺った。本市では4月にも凍霜害が発生しており、その際訪問した長沼の庄内柿の園地は芽が枯死しており壊滅的な状況にあった。県内でも広範囲にわたって霜の被害、最上地方でも降雹の被害が発生し

7月15日④に送付する介護保険料決定通知書に関するお知らせ 「はがき」で送られる方と「封書」で送られる方に分かります

☎本所長寿介護課 ☎内線187または各地域庁舎市民福祉課へ

これまで全ての方に封書で送付していましたが、今年から下記のとおりとなりますのでご注意ください。

▶特別徴収（年金からの差引き）の方

⇒「はがき」で送付されます

※一定の条件を満たした方は、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・来年2月）に年金から差し引きます（特別徴収から普通徴収への切替はできません）。



▶普通徴収（納付書または口座振替）の方

⇒「封書」で送付されます

※特別徴収以外の方は、封書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年8回（7月～来年2月の毎月）です。



◎65歳以上の方に送付されます。介護保険料は、令和2年中の本人の所得と家族の市民税課税状況に基づいて計算されます。その他、介護保険の制度については、市HPをご覧ください

▼免除制度（全額・一部免除） 本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定額

以下の場合、全額、4分の3の額、半額または4分の1の額が、各基準で免除されます。一部免除は免除額を除いた保険料を納付しないと未納と同じ扱いになります。

▼納付猶予制度 20歳以上50歳未満の方で、本人及び配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

▼退職・失業による特例 退職または失業した方で、ハローワークの確認印のある雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証（どちらコピー可）を添付して申請すると、本人の前年所得が審査対象から外れます（配偶者、世帯主も同様の申請で対象外）。退職または失業等の前月から、退職または失業等があった年の翌々年6月までの期間について申請できます。

▼申請 必ず前年所得の申告を済ませてから申請してください（配偶者、世帯主も同様）。今年度分（7月～来年6月の納付保険料が対象）は、7月1日④から申請できます。

▼免除・納付猶予期間の保険料追納 10年前まで遡って追納できますが、免除・納付猶予期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、加算金がかかります。

☎鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

基準収入額適用申請書を提出してください

70歳以上の国民健康保険加入者と、後期高齢者医療保険加入者の自己負担割合は、毎年見直すことになっていきます。前年の所得が一定以上ある方の自己負担割合は3割ですが、申請によって、2割または1割になる場合があります。

このため、現在3割負担の方に基準収入額適用申請書を送付しています。同封のお知らせに記載の基準額を下限と思われる方は、7月8日④までに提出してください。

ただし、市で確認できる課税資料で明らかに基準額を超えると判断される方には、申請書を送付しません。☎本所国保年金課 ☎内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

国民健康保険限度額適用認定証の更新時期です

現在お持ちの国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日④です。7月上旬に更新案内・申請書を送付します。8月以降も必要な方は忘れずに手続きしてください。

▼申請受付期間 7月7日④～16日④

申請書、対象者の保険証、▽現在の負担区分が「区分オ」または「区分II」の方で、長期入院（1年間で91日以上入院）に該当する方は、入院を証明する書類（領収書等）が必要です。

ており、県では6月2日に「凍霜害・雹害緊急対策パッケージ」を発表している。果樹は、収穫が見込めないような被害を受けた場合でも、来年の生産に向けて樹木を適切に管理する必要がある。聖火リレーが行われていた6月7日、市ではJA鶴岡、JA庄内たがわの関係者とともに対策会議を開催した。減収率80%以上の甚大な被害を受けた農家に対する来期に向けた定額支援（2万円/10a）や、さくらんぼのみならず、柿、ぶどう、梨、りんご、桃、ブルーベリー、いちじくといった品目の肥料、農薬購入を支援対象とする方針を固め、6月議会に追加補正予算を提案することとした。

聖火は明年酒井家庄内入部400年を迎える城址・鶴岡公園にも。アーチエリー日本代表・中村美樹選手を指導する野崎剛先生に伴走するのは、市内の9つの総合型地域スポーツクラブからの代表、9人のサポートランナー。鶴岡南高校吹奏楽研究会の演奏で始まったミニセレブレーションは、納火で幕を閉じた。

雨音が強くなると、夜寝ている河川のことが気になりスマホで水量を調べたりする。河川が増水し洪水のリスクが高まる出水期、今期は大丈夫だろうか。指定避難場所がワクチン接種会場となつているなど、今年は更に課題を抱えている。ワクチン接種は、希望する高齢者は7月末までに、そして希望する全ての方に10月から11月にかけて。政府の方針を医師会をはじめ関係者の皆様との連携でいかに実行するか、聖火を迎え入れることはできたが、いくつもの複雑な課題が頭から離れない、長い夏となりそうだ。

皆川治

認定証がない場合でも医療機関等の窓口で自己負担限度額を超えて支払った医療費（食事代を除く）は、高額療養費として支給されます。該当者には診療月から2か月〜3か月後にはがきでお知らせします。領収書等必要な書類をお持ちの上、申請してください。

■本所国保年金課☎内線164または各地域庁舎市民福祉課へ 他マイナンバーカードの保険証利用を設定している場合、医療機関での限度額認定証の提示が不要の場合あり

国民健康保険証兼高齢受給者証が新しくなります

現在お持ちの国民健康保険証の有効期限は7月31日④です。8月1日④から使用する保険証は、世帯主宛に家族分をまとめて7月末までに送付します。期限の切れた保険証は破棄してください。また、届いた保険証の中に職場の健康保険に加入している方の分があったら、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

▼有効期限 令和4年7月31日までに70歳になる方と75歳になる方は、自己負担割合の変更、後期高齢者医療保険制度への移行によって、有効期限が異なります。期限が切れる前に、再度保険証を送付します。

▼枝番の記載 10月に医療機関等に導入予定の「オンライン資格確認」に対応するため、新しい保険証には枝番が記載してあります。

▼保険証の受け取り方 本所国保年金課または各地域庁舎市民福祉課の窓口で交付を希望する場合や、世帯主以外の宛名での送付を希望する場合は、事前に届出が必要です。

■本所国保年金課☎内線178または各地域庁舎市民福祉課へ

後期高齢者医療の保険料額決定通知書を送付します

令和3年度の後期高齢者医療保険料は、令和2年中の所得に基づいて計算されます。

■発送日 7月15日④ ■納付方法

▽特別徴収（年金からの差引き）：一定の条件を満たした方は、原則、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・来年2月）に年金から差し引きます。▽普通徴収（納付書または口座振替）：特別徴収以外の方は同通知書に同封の納付書、または口座振替で納付。納期は年8回（7月〜来年2月の毎月）です。■本所国保年金課☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

後期高齢者医療保険証が新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療保険証の有効期限は7月31日④です。8月1日④から使用する保険証は7月末までに送付します。期限の切れた保険証は破棄してください。

■本所国保年金課☎内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期です

現在お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日④です。8月1日④以降も引き続き該当する方には、後期高齢者医療被保険者証と一緒に7月末までに送付します。

ただし、現在の負担区分が「区分Ⅱ」で長期入院（1年間で91日以上入院）している方は更新手続きが必要です。7月上旬までに申請書類を送付します。ので、忘れずに手続きしてください。

■本所国保年金課☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

税・生活



国民健康保険税納税通知書を送付します

納税通知書に記載されている加入者所得等の内容をご確認ください。詳しくは、同封の「国民健康保険税のしおり」をご覧ください。

■発送日 7月15日④ 函世帯内に国民健康保険の加入者がいる世帯主の方

■納付方法 ▽特別徴収（年金からの差引き）：一定の条件を満たした方は、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・来年2月）に年金から差し引きします。▽普通徴収（納付書または口座振替）：同通知書に同封の納付書、

または口座振替で納付。納期は年9回（7月〜来年3月の毎月）です。■本所課税課☎内線205 他新型コロナウイルス感染症の影響によって、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入が、前年より3割以上減少すると見込まれる世帯は、税の減免を受けられる場合がありますので、同課にご相談ください

スマートフォンアプリ決済で市税等を納める場合は

自宅に届いた納付書に印字してあるバーコードをスマートフォンアプリで直接読み取ってください。コンビニ店頭レジでのアプリ決済はできませんのでご注意ください。

■本所納税課☎内線219

市税等の滞納処分として差し押さえた不動産のインターネット公売

■公売方法 KSI官公庁オークションのシステムを利用した競り売り ■7月8日④午後1時〜28日④午後11時 ■公売期間 8月3日④午後1時〜5日④午後11時 ■本所納税課☎内線217 他市HP。滞納税が納められた場合、中止になる動産あり

小・中学生の税に関する標語と作文を募集します

▼標語 函小学生 函税金全般、納税の大切さ、納期限を守ること等（1人2点以内）

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変わる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

▼作文 対中学生 因税に関するテーマであれば自由（1人1編。1、200字以内）
▼共通 申8月30日⑨まで本所納税課 内線219へ 他人賞者に賞状と副賞を贈呈

市営住宅等入居者募集

住宅名	階数・間取り	戸数
城南住宅	2階・3DK	1
ちわら住宅	1階・3DK (高齢・障害者向け) 3DK (子育て向け)	1
みどり住宅	2階・3DK	2
大西住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
大山住宅	3階・3DK	1
藤島	木造平屋3LDK 木造2階建て長屋・3DK	3
羽黒	荒川住宅 木造平屋4LDK (子育て向け)	1
朝日	下名川住宅 木造平屋3DK 名川特定公 木造2階建て2階・共賃貸住宅 3LDK	1

■入居時期 9月中旬以降 申7月1日⑩〜20日⑩に本所建築課 内線483または藤島・羽黒・朝日庁舎産業建設課へ

鶴岡墓園の使用者を募集します

■次の全てに該当する方 ▼本市に住民登録がある ▼自宅等に焼骨を保管し納骨する場所がない ▼使用許可後

1年以内に墓碑等を見て、焼骨を埋蔵できる ■募集区画・永代使用料・管理料年額（今年度分はその8か月分）
6㎡・2区画・23万円・4、800円
申7月1日⑩〜15日⑩に本所市民課 内線158へ 他抽せん会（申7月26日⑨午前10時 場事務所）

人権に関する相談は次の方に！

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で秘密は守られます。（敬称略）
▼斎藤律子 ▼地主幸平 ▼庄司敏明
▼鈴木元女 ▼今野和恵 ▼金内淳
▼加藤勝 ▼五十嵐礼子 ▼石川正廣
▼五十嵐司 ▼奥泉修子 ▼栗本誠
▼叶野勉 ▼石川幸 ▼田村廣実 ▼小南孝子 ▼手塚柳治 ▼佐々木はつ子 ▼宅井洋子 ▼清和正志 ▼平藤博巳 ▼上野薫 ▼佐藤靖法 ▼佐藤き江 ▼齋藤元雄 ▼齋藤俊美 ▼相澤康夫 ▼伊藤ゆみ子
■法務局鶴岡支局 22・10003または本所市民課 内線158へ

民生委員・児童委員が委嘱されました

困りごとなど気軽に相談ください。次の方が委嘱されました。（敬称略）
▼第4民生区（第四学区）：加藤春美（塔和） ▼第5民生区（第五学区）：中野朋子（宝田二丁目・三丁目）
■本所福祉課 内線272

ブロック塀の点検・安全対策をお願いします

ひび割れ、傾きがあるブロック塀は、地震によって倒壊する危険があります。倒壊による重大な事故や、倒れた塀によつて避難や救助の妨げになる可能性があるため、安全対策が必要です。
市では、国土交通省が作成した資料「ブロック塀の点検チェックポイント」を市HPに掲載するとともに、窓口でも配布しています。自宅にブロック塀がある方は、資料を基に点検・安全対策をお願いします。

なお、小・中学校から500m以内のスクールゾーンや津波避難路に面する危険ブロック塀を解体する場合、費用の一部（最大8万円）を補助する制度がありますのでご相談ください。
■本所建築課 内線484

犯罪や非行を防止し、立ち回りを支える地域のチカラ 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。安全で安心して暮らすことのできる地域社会、子供が健やかに育つ地域社会の実現は全ての人の願いです。犯罪や非行のない明るい社会を築いていきましょう。

■本所福祉課 内線272

ルールを守って楽しい花火

夏の身近な風物詩のおもちゃ花火。おもちゃとはいえ、原料は火薬です。安全に楽しむため、注意書や使用方法をよく読み、次のことを守りましょう。

▼花火を人や家に向けない ▼燃えやすい物のある場所で遊ばない ▼風が強いときは花火をしない ▼水の入ったバケツを用意する ▼大人と一緒に遊ぶ ▼花火をほぐしたり、一度にたくさんの花火に火をつけない ▼花火の筒先に顔や手を近づけない ▼服に火がつかないように注意する
■消防本部予防課 22・8332

無人ヘリコプター等による病害虫防除作業にご注意ください

7月上旬から9月上旬まで、無人ヘリコプター等による農作物の病害虫防除作業が実施されます。事故防止のため、作業中の農地には絶対に近寄らないでください。また、風のない早朝や夕方に行いますので、ご協力をお願いします。

■本所農政課 内線554または各地域庁舎産業建設課へ

焼畑などで土地に火入れをするときは市への届け出を

市役所本所、各地域庁舎及び一部の地区コミュニティセンターにある申請

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

鶴岡市長選挙・鶴岡市議会議員選挙 説明会

本所選挙管理委員会事務局 ☎内線641

■立候補予定者説明会

任期満了による鶴岡市長選挙及び鶴岡市議会議員選挙の立候補届出の手続きや、選挙運動の方法などの説明会です。立候補を予定している方は必ず出席してください（1陣営2人まで）。

- ▶市議会議員選挙立候補予定者説明会 ☎7月27日☎
- ▶市長選挙立候補予定者説明会 ☎7月30日☎
- ▶共通 ☎午後2時 ☎市役所本所6階大会議室

■選挙公営制度説明会

鶴岡市長選挙及び鶴岡市議会議員選挙における候補者の選挙費用の一部が、申請によって公費負担となることについての説明会です。立候補を予定している方は出席してください（1陣営2人まで）。

- ▶市議会議員選挙についての説明会 ☎8月3日☎
- ▶市長選挙についての説明会 ☎8月6日☎
- ▶共通 ☎午後2時 ☎市役所本所6階大会議室

警戒レベル4「避難指示」発令されたら必ず避難！

避難情報の発令が変わりました

本所防災安全課 ☎内線186

5月20日に改正災害対策基本法が施行され、災害時に発令されていた「避難勧告」と「避難指示（緊急）」が右の表のとおり、「避難指示」に一本化されました。

今後は、警戒レベル4「避難指示」が出た場合、全員避難してください。

雨の多い季節です。日頃からお住まいの地域の洪水ハザードマップ等を確認し、いざというとき、速やかに避難できるよう備えましょう。

警戒レベル		新たな避難情報	
5	災害発生または切迫	緊急安全確保 ※1	これまでの避難情報等 災害発生情報 ・避難指示（緊急） ・避難勧告 避難準備・高齢者等避難開始 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁） 早期注意情報（気象庁）
警戒レベル4までに必ず避難！			
4	災害のおそれ高い	避難指示 ※2	
3	災害のおそれあり	高齢者等避難 ※3	
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁）	

- ※1 警戒レベル5は、必ず発令される情報ではなく、レベル4の「避難指示」までに避難を終えることが必要です。
- ※2 警戒レベル4は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

出典：内閣府HP
(http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)

夏は、長期休暇やレジャー、暑さによる気の緩みなどから、交通事故や青少年の非行等が多くなる傾向にあります。これらの事故等を防止するため、県民総ぐるみで運動を推進しましょう。

■実施期間 7月21日☎～8月20日☎

■重点 △青少年の健全育成といじめ・非行防止及び犯罪被害防止 △子供と高齢者の交通事故防止・飲酒運転の撲滅 △海・山・川での事故防止 △身近な犯罪等の防止 ☎本所防災安全課 ☎内線639

“明るいやまがた”夏の安全県民運動

地価公示とは、県内の都市計画区域内で標準的な使われ方をしている土地（標準地。市内17地点）を選んで、その適正な価格を公表するものです。売買対象地の条件と比較すれば、その土地のおおよその適正価格が分かります。地価公示書は、本所土木課 ☎内線458または各地域庁舎産業建設課で閲覧でき、県HPでも公開しています。

土地売買の際は地価公示価格を参考に

書に必要事項を記入し、実施地の見取り図を添付して、実施日の7日前までに提出してください。火入れ従事者数や防火帯の幅等は条例で定められていますので、事前に確認してください。

■本所農山漁村振興課 ☎内線517または各地域庁舎産業建設課へ